

介護保険運営協議会の概要について

1 介護保険運営協議会の設置根拠について

東久留米市介護保険条例第 17 条の規定により設置され、その具体的な運用については、同条例施行規則第 45 条～49 条に規定される。

⇒ 詳細については、第 9 期計画 155 ページを参照。

2 介護保険運営協議会の所掌事務等について

介護保険運営協議会は、以下の 3 つの協議会の所掌事務を一体的に行っている。

◆ 介護保険運営協議会（条例第 17 条）

市の介護サービスの実施状況その他の介護保険に関する適正な運営を確保するために設置される。

【主な所掌事務】

- （1）市の介護サービスの実施及び運営に関する事項
- （2）介護保険事業計画及び老人福祉計画の総合的な策定に関する事項
- （3）介護サービスの相談及び苦情への対応その他解決方法に関する事項
- （6）その他介護保険事業を円滑に実施するために必要な事項

◆ 地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第 140 条の 66）

地域包括支援センターは、「当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること（介護保険施行規則第 140 条の 66）」とされており、この役割を介護保険運営協議会が担っている。

【主な所掌事務】

- （4）地域包括支援センターの設置に関する事項
- （5）地域包括支援センターの公正、中立性の確保に関する事項

◆ 地域密着型サービス運営協議会（介護保険法第 42 条の 2 第 5 項…等）

介護保険法は、地域密着型（介護予防）サービスの費用の額を定めるとき、事業者を指定するとき、当該サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定めるとき等には、「あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置」を講ずることとされており、この役割を介護保険運営協議会が担っている。

【主な所掌事務】

- (1) 市の介護サービスの実施及び運営に関する事項
- (2) 介護保険事業計画及び老人福祉計画の総合的な策定に関する事項

3 その他の事項

(1) 委員の任期等

委員の任期は、3年とする。委員が任期途中で交代する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。(条例施行規則第47条)

- 第9期委員の任期 令和6年10月1日から令和9年9月30日
- 任期中に委員の交代が生じた場合は、委員の選出区分(条例施行規則第46条)に照らし、後任の委員を市長が委嘱又は任命する。

(2) 協議会の開催予定について

令和6年度は今回を含めて2回程度、令和7年度は4回程度の開催を予定。開催時間は午後7時～8時30分(90分程度)を予定している。

(3) 会議について

- 運営協議会の定足数は過半数とされている(条例施行規則第49条第2項)。
- 審議は原則として公開とされている(同条第3項)ことから、傍聴希望者は傍聴可能とする(ただし、公開しないことにつき合理的な理由がある場合は非公開にできる)。
- 会議録及び配布資料等については、委員の確認を得た上で、原則として市の公式サイト上に公開する。また、会議の記録保管及び会議録の作成のため、会議の内容を事務局(福祉保健部介護福祉課)が録音する。